

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官

		沖縄県	(略)					岩手県	(略)	
町一の一の	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)	の六一	日蔭一四九	泉町安家字	下閉伊郡岩	(略)	(略)
石垣出張所	那覇検疫所	(略)	(略)	(略)	森林事務所	慈支署安家	林管理署久	三陸北部森	(略)	(略)
	三級地	(略)	(略)	(略)				一級地	(略)	

		沖縄県	(略)					岩手県	(略)	
町一の一の	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)	の二	日蔭一四九	泉町安家字	下閉伊郡岩	(略)	(略)
石垣出張所	那覇検疫所	(略)	(略)	(略)	森林事務所	慈支署安家	林管理署久	三陸北部森	(略)	(略)
	三級地	(略)	(略)	(略)				一級地	(略)	

八	石垣市字白	保一九六〇	の 一〇四
(略)	石垣空港出張所	石垣空港出張所	(略)
国頭郡国頭	北部ダム統	二級地	
村字安波川	合管理事務		
瀬原一三〇	所		
一の二二			
(略)	(略)		

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表
示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区
税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

八	(新設)		(略)
(新設)	(略)		(略)
国頭郡国頭	北部ダム統	二級地	
村字安波川	合管理事務		
瀬原一三〇	所安波ダム		
一の三	管理支所		
(略)	(略)		

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表
示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区
税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

ものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護

ものにあつては平成三十年七月一日、沖縄森林管理署安波森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、那覇検疫所平良出張所に係るものにあつては平成三十一年四月一日、門司税関厳原税関支署比田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事務所平取ダム管理支所及び母島自然保護

官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては同年十二月十日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係るものにあつては令和七年一月十四日、札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所、三

官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては同年十二月十日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係るものにあつては令和七年一月十四日）における区域を示し、その後における当該

陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、那覇検疫所石垣空港出張所及び北部ダム統合管理事務所に係るものにあつては同年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発

区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発

建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部
鵠川沙流川河川事務所平取ダム管理支
所、青森森林管理署三厩森林事務所、群
馬森林管理署檜原森林事務所、木曽森林
管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理
署白川森林事務所については、冬期は、
級別区分が三級地である官署として同表
に掲げられているものとし、上川南部森
林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林
事務所、上川南部森林管理署落合森林事
務所、上川南部森林管理署金山森林事務
所、空知森林管理署北空知支署、空知森
林管理署北空知支署幌加内森林事務所、

建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部
鵠川沙流川河川事務所平取ダム管理支
所、青森森林管理署三厩森林事務所、群
馬森林管理署檜原森林事務所、木曽森林
管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理
署白川森林事務所については、冬期は、
級別区分が三級地である官署として同表
に掲げられているものとし、上川南部森
林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林
事務所、上川南部森林管理署落合森林事
務所、上川南部森林管理署金山森林事務
所、空知森林管理署北空知支署、空知森
林管理署北空知支署幌加内森林事務所、

札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所、

知床森林生態系保全センター、ウトロ自

然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理

事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森

林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事

務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森

林管理署新町森林事務所、三陸北部森林

管理署久慈支署安家森林事務所、米代東

部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務

所、山形森林管理署中村森林事務所、磐

城森林管理署川内森林事務所、茨城森林

管理署徳田森林事務所、関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理

知床森林生態系保全センター、ウトロ自

然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理

事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森

林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事

務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森

林管理署新町森林事務所、三陸北部森林

管理署久慈支署安家森林事務所、米代東

部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務

所、山形森林管理署中村森林事務所、磐

城森林管理署川内森林事務所、茨城森林

管理署徳田森林事務所、関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理

支所、片品自然保護官事務所、中信森林

支所、片品自然保護官事務所、中信森林
管理署奈川森林事務所、南信森林管理署
上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽
支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南
木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理
署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管
理署新市森林事務所については、冬期
は、級別区分が二級地である官署として
同表に掲げられているものとする。

二
(略)

管理署奈川森林事務所、南信森林管理署
上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽
支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南
木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理
署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管
理署新市森林事務所については、冬期
は、級別区分が二級地である官署として
同表に掲げられているものとする。

二
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。